

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに  
公布する。

令和7年12月23日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第59号

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
秋田市水道事業等の設置等に関する条例（昭和41年秋田市条例第33号）  
の一部を次のように改正する。  
本則に次の1条を加える。  
(上下水道事業経営審議会)  
第8条 管理者の諮問に応じ水道事業等の経営に関する事項を調査審議す  
るため、秋田市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を  
置く。  
2 審議会は、水道事業等の経営に関する事項について、管理者に意見を  
述べることができる。  
3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。  
4 委員は、学識経験を有する者、関係団体の代表者、水道、下水道又は  
農業集落排水施設の使用者その他管理者が適當と認める者のうちから、  
管理者が委嘱する。  
5 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。  
ただし、再任は妨げない。  
6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事  
項は、管理者が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。